

残高証明書継続発行規定

お客さまが熊本中央信用金庫（以下「当金庫」といいます。）の残高証明書継続発行を依頼する場合は、残高証明書継続発行依頼書ならびに下記条項の他、別途当金庫の定める各取引規定についても確認し、同意したものとしてお取扱いいたします。

1.（契約期間）

残高証明書継続発行の契約期間は契約日から1年間とします。

ただし、期間満了日の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合にはさらに1年間延長するものとし、以後同様とします。

2.（手数料等）

残高証明書の発行にあたっては所定の発行手数料を通知することなく所定日に手数料引落口座から徴収します。

この場合、「当座勘定規定」、「普通預金規定」または「総合口座取引規定」にかかわらず、当座小切手、払戻請求書および通帳の提出は不要とします。

3.（届出事項の変更）

- （1）印章、氏名、名称、代表者、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- （2）届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

4.（解約等）

- （1）本契約を解約するときは、当金庫所定の書面にて届出てください。

- （2）次の各号の一つにでも該当し、当金庫が解約を必要と認めた場合は、当金庫は通知することなく残高証明書の発行を中止し、本契約を解約できるものとします。

①名称、住所その他の届出事項に変更があったにもかかわらず書面による届出を怠ったため、送付した残高証明書や通知が返送されたとき

②引落口座の残高不足、破産等による支払停止等、その他の理由により所定の発行手数料の支払いを怠ったとき

③お客様について相続の開始があったとき

④当金庫の定める各種規定に違反したとき

5.（規定の変更）

- （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で変更内容を周知することにより、変更できるものとします。

- （2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

- （3）本規定は、すでにお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

以上

令和6年7月31日

熊本中央信用金庫